

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所6・2会議室

○議事日程

平成29年9月7日（木曜日）午後3時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
- (6) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（19名）

1番 安田 美雄 君	2番 井戸 恒男 君	3番 川村 信子 君
4番 佐藤 平和 君	5番 遠藤 昭治 君	6番 野田 卓志 君
7番 片岡 篤夫 君	8番 森 邦彦 君	9番 八木 豊明 君
10番 杉山 徳成 君	11番 中村 雅博 君	12番 後藤 三郎 君
13番 安田 孝義 君	14番 増井 賢一 君	15番 土屋 尊史 君
16番 野村 茂 君	17番 日置 香 君	18番 永井 博光 君
19番 岩田 幸子 様		

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	西部 成敏 君	農業委員会事務局課長補佐	長屋 正彦 君
農業委員会事務局主任主査	加藤 京子 君	農業委員会事務局係長	渡辺 初美 君
洞戸事務所係長	山田 喜一 君	武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君
武儀事務所主任主査	丸山 典浩 君		

午後3時00分 開会

○事務局課長補佐（長屋正彦君）それでは、只今より農業委員会を始めさせていただきます。初めに、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。初めに、野村会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（野村茂君）私どもの方は、先月の終わりから稲刈りが始まりまして、ほぼ半分位がが終わっておるのではないかなというような状況でございます。皆さん方におかれましても、これから多忙な日々を送られるのではと思います。今、農林水産省の方が推進しておりますのは、秋の安全運動という事で、普通ですと車の交通安全という事になりますが、農作業に対する事故防止をという事で9月1日から10月まで安全運動の推進をしているという事でございます。農作業においては、一般の建設業に対して2.5倍高い事故件数だと報じられておりました。皆さん方は、これから短期間で多忙な日々が続くと思いますが、農機具の扱いには注意をいただきまして怪我のないようにやっていただきたいと思います。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）ありがとうございました。本日の、欠席委員のご報告をさせていただきます。本日は欠席委員はございません。それでは会長よろしくをお願いします。

○議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条により委員の全員が出席をしていただいておりますので総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。5番遠藤委員、6番野田委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は1ページになります。

申請地は、肥田瀬地内、富岡公民センターの南東350mほどに位置する農振農用地である田2筆2,937㎡。申請目的は、賃貸借権の設定です。賃貸人は、多忙のため耕作が困難なため、賃借人の申し出に応じ貸し付けるというもの。賃借人は、申請地を借り受けて、農業経営の拡大を図りたいというもの。

2番の案件 位置図は2ページになります。

申請地は、志津野地内、志津野転作促進技術研修センターの南西150mほどに位置する農振農用地である畑453㎡、田3筆3,143㎡。申請の目的は、所有権の移転です。譲渡人は、譲受人である妻に申請地を贈与し、より一層の農業経営の拡張と充実を図るというもの。譲受人は、以前より農業を手伝っていたが、今回申請地の贈与を受けて、農業経営の拡大と充実を図りたいというもの。

3番の案件 位置図は3ページになります。

申請地は、塔ノ洞地内、東山公民センターの北西310mほどに位置する農振農用地である畑659㎡。申請の目的は、所有権の移転です。譲渡人らは、後継者である息子に贈与するというもの。譲受人は、両親から申請地の贈与を受けて、農業経営の拡大を図りたいというもの。

4番の案件 位置図は4ページになります。

申請地は、倉知地内、山崎公民館の西480mほどに位置する農振農用地である田1,212㎡。

申請の目的は、所有権の移転です。譲渡人は、高齢のため、農地の管理が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図りたいというもの。

今回お諮りします、全ての案件につきまして、8月18日に現地確認をしたところ、農地性ありと確認しています。また、許可要件を満たしていると判断します。

以上、所有権の移転に関するもの3件、賃貸借権の設定に関するもの1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第1号について補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

○18番（永井博光君）1番の小瀬木さんは多忙という事でしたが、何をやってみえる方ですか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）申請書を取りに行っておりますので、しばらくお待ちください。

○18番（永井博光君）農業委員会の総会には、申請書類と添付書類と本人と農業台帳を見て臨むものなので、申請書類ぐらひは総会に持って来るべきですね。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）申し訳ございません。

○17番（日置香君）まこと金型という会社で農業経営をしているという形態なんでしょうか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）まこと金型につきましては、解除条件付き許可ということになりますので、別で市の許可が必要になりますので、そちらと同時許可となります。

○15番（土屋尊史君）まこと金型さんは、肥田瀬で10棟くらいのハウスでほうれん草を作ってみえます。山林みたいな所を木を切ってハウスを作ってみえ、まだハウスを増やしているような状況です。会社経営でやってみえます。

○18番（永井博光君）やっぱり前の様に地元の委員さんに意見を補足してもらわないと。そうすれば、そういう事が説明されるので。あの委員さんはよく動いてみえるなとか、これは参考になるなとかあるので。ただ出てきて挙手願います異議ありませんかという、新しいやり方はちょっと考えてもらいたいなと思います。

○1番（安田美雄君）地元委員として、会社組織ですが定款の中には農業経営のものも入っておりまして、会社ぐるみで農業に対する施設栽培を中心としたハウス栽培をやるというような事を聞いております。先月、会社組織がやるが大丈夫かと私は質問しましたが、そういう見当でした。

1番の小瀬木さんにつきましては、農業をやっておられると思います。健康上の理由から多忙かなと思われましたので、本人と面談はしておりませんが、農業経営が困難であろうかなと推測されます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）申請書を確認をいたしました。多忙のためということで詳しい所までは分かりかねますが、自作地が3町歩程ありますので、それを含めて農業の方でも多忙かなという事を思います。

○議長（野村茂君）他に補足説明のある方はございませんか。

ないようですのでこれより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第1号の4件を原案のとおり許可することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを

議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は、3ページからになります。

1番の案件 位置図は、5ページになります。

申請地は、大杉地内、大杉公民館の南450mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地58㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、車庫であります。現在利用している車庫が老朽化したため取り壊し、申請地と隣接する妻所有の宅地の一部を一体利用し、新たに車庫を建築したいというもの。

8月18日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書が添付されております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、6ページになります。

申請地は、富之保地内、武儀東小学校の北北東420mほどに位置する登記地目畑、現況地目畑一部宅地367㎡の内307.1㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。申請地には、昭和25年以前に住宅が建築され、使用してきたというもので、今回登記地目が農地であり、農地転用の許可が必要であることを知ったため、宅地部分について追認で許可申請をしたというものであります。

8月18日に現地確認をしたところ、一部宅地であったため、始末書が添付されております。隣地農地所有者の承諾を得ております。申請地は、第3種農地であり、既に住宅が建っているため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上2件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（補足説明なし）

ございませんのでこれより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第2号の2件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、4ページからになります。

1番の案件 位置図は、7ページになります。

申請地は、平賀町1丁目地内旭ヶ丘中学校の東270mほどに位置する登記地目山林、現況地目畑251㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在の住まいが手狭になったため、申請地を買い受けて、一般

個人住宅を建築したいというものであります。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、周囲が住宅化してきたことにより、農地として適切に管理できないため、譲受人の申し手に応じ売り渡すというもの。

8月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、8ページになります。

申請地は、鋳物師屋笠屋土地区画整理事業施行地内天神公民センターの南140mほどに位置する登記地目田295㎡、現況地目宅地仮換地面積229㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在アパート住まいをしているが、手狭になったため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築するというもの。譲渡人は、申請地を分譲用宅地に造成したので、譲受人の申し手に応じ売り渡すというもの。

8月18日に現地確認をしたところ、宅地と確認しています。なお、本案件につきましては、平成29年2月29日付けで農地法5条の許可を受け、分譲用宅地とする許可目的を達成しているため、本来であれば宅地に地目変更され、その後は農地法の適用を受けないが、申請地は現在仮換地中であるため、登記地目が農地から宅地に変更できないため、農地法の申請が必要となったものであります。

3番の案件 位置図は、9ページになります。

申請地は、肥田瀬地内長良川鉄道関富岡駅の南東470mほどに位置する田2筆326㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在の住居が、家族が増えたところで手狭になったため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいというものであります。譲渡人は、営農が困難なため、譲受人の申し手に応じ売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

8月18日に現地確認をしたところ、田で、農地性有と確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 位置図は、10ページになります。

申請地は、下有知地内下有知ふれあいセンターの北北東500mほどに位置する田510㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、分譲宅地です。譲受人は、不動産業を行っている会社で、申請地を買い受けて、分譲宅地とするというものであります。譲渡人は、高齢であり、耕作する後継者もないため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

8月18日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は、11ページになります。

申請地は、十三塚北地内十三塚公民センターの北隣に位置する田990㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、美容院です。賃借人は、美容室の経営を行う会社で、事業拡張のため、申請地を借り受けて、美容院として利用するというものであります。賃借人は、生活の安定のため、賃借人の申し出に応じ貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日から20年間としています。

8月18日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は、12ページになります。

申請地は、山王通1丁目地内十三塚公民センターの南東110mほどに位置する畑153㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、飲食店駐車場です。賃借人は、飲食店経営を行う会社で、申請地の南側に店舗（飲食店）を計画していたが、検討の結果、駐車場敷地が狭いため、申請地を借り受けて、駐車場として利用するというものであります。賃借人は、賃借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。貸借の期間は、許可日から20年間としています。

8月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

7番の案件 位置図は、13ページになります。

申請地は、北福野町2丁目地内関西部公民センターの東20mほどに位置する田2筆821㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、車両整備業駐車場です。譲受人は、申請地の西140mほどに位置する場所で、車両整備、板金塗装等の事業を行う会社です。申請地付近に業務用車両及び従業員の駐車場として借り受けていたが、賃料の価格交渉が折り合わなかったため、駐車場用地を購入すべく探していたところ、申請地が条件にあったため、申請地を買い受けて、車両整備業駐車場としたいというものであります。譲渡人は、農業を営んでいるが、申請地は自宅から離れた住宅地にあり、耕作機械の運搬等不便なことが多く、耕作しづらい状況であったため、自宅近くの農地を購入したことにより、譲受人の申し手に応じ売り渡すというものです。

8月18日に現地確認をしたところ、田で、農地性有と確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は、14ページになります。

申請地は、中福野町地内緑ヶ丘中学校の南東450mほどに位置する田202㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在借家住まいのため、申請地を買い受けて、一般個人住宅として利用したいというものです。譲渡人は、耕作が困難であるため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというものです。

8月18日に現地確認をしたところ、田で農地性有と確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は、15ページになります。

申請地は、小瀬長池地内瀬尻小学校の南東300mほどに位置する田378㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、放課後等デイサービス施設です。譲受人は、障がい者福祉サービス事業を行う会社で、申請地の近隣で放課後等デイサービス教室を運営しているが、児童生徒数が増え、施設が手狭になったため、申請地を買い受けて、放課後等デイサービス施設として利用したいというものです。譲渡人は、高齢により農地として管理することが困難であるため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというものです。隣地農地所有者の承諾を得ております。

8月18日に現地確認をしたところ、田で農地性有と確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

10番の案件 位置図は、16ページになります。

申請地は、富之保地内武儀東小学校の南南西250mほどに位置する田2筆1,605㎡。農地の区分は、街区に占める宅地割合が40%を超える及び、水道、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から500m以内に教育施設・医療施設があることから、第3種農地と判断します。転

用目的は、太陽光発電施設です。賃借人は、電気設備業を行う会社で、申請地を借り受けて、太陽光発電施設として利用したいというものであります。賃貸人は、休耕のままに放置しており、除草の手間が必要なため、賃借人の申し出に応じ、貸し付けるというものです。隣地農地所有者の承諾を得ております。貸借の期間は、許可日から20年間としています。

8月18日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

11番の案件 位置図は、17ページになります。

申請地は、下之保地内武儀事務所の西南西1100mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地3筆2,328㎡。現況地目原野2筆205㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、事務所、作業場、物置、駐車場です。譲受人は、ブロックチェーン技術を活用した企画開発等を行っている会社で、水と空気がきれいな場所で、ブロックチェーン技術のためのサーバーを設置するための候補地を探していたところ、既存建物をそのまま活用できるため、申請地を買い受けるというものです。譲渡人は、以前申請地でしいたけ栽培及び関連事業をしていたが、父が亡くなり、後継者がいないため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというものです。

8月18日に現地確認をしたところ、宅地、原野であったため、始末書が添付されております。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。申請地は、第3種農地であり、既に建物等が建てられており、農地への復元も困難であることから、転用はやむを得ないと判断します。

12番の案件 位置図は、18ページになります。

申請地は、洞戸栗原地内洞戸小学校の北320mほどに位置する畑5筆4,943㎡。農地の区分は、農振農業用施設用地です。転用目的は、しいたけ栽培棟床面のコンクリート打設です。使用借人は、申請地において、しいたけ栽培業を行う会社です。現在稼働運営中の農業用施設（しいたけ栽培用ビニールハウス）内の床面は農地のままであるため、雨水による浸水で、衛生面や清掃などの施設管理面において支障があることから、ハウス内の床面をコンクリート敷きとしたいというものです。使用貸人らは、使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。隣地農地所有者の承諾を得ております。

8月18日に現地確認をしたところ、ハウス2棟については、既にコンクリート敷きであったため、始末書が添付されております。申請地は、農振法に基づく利用計画において指定された農業用施設の用途に供するため、許可基準のただし書きに該当するため、転用はやむを得ないと判断します。5条13番の案件と同時許可となります。

13番の案件 位置図は、19ページになります。

申請地は、12番の案件の隣接地になります。農地の区分は、農振農業用施設用地です。転用目的等につきましては、12番の案件と同様であります。隣地農地所有者の承諾を得ております。

8月18日に現地確認をしたところ、ハウス3棟については、既にコンクリート敷きであったため、始末書が添付されております。申請地は、農振法に基づく利用計画において指定された農業用施設の用途に供するため、許可基準のただし書きに該当するため、転用はやむを得ないと判断します。5条12番の案件と同時許可となります。

14番の案件 位置図は、20ページになります。

申請地は、武芸川町八幡地内武芸川事務所の南東450mほどに位置する田2,134㎡の内375㎡。農地の区分は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えているため、第3種農地と

判断します。転用目的は、自動車修理販売業事務所、展示場、駐車場です。使用借人は、現在の事業所敷地の返還を迫られ、新たな事業所が必要となったため、使用貸人である父親から申請地を借り受け、事業所、展示場、駐車場としたいというもの。使用貸人は、使用借人である息子の申し出に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、30年間としております。

8月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

15番の案件 位置図は、21ページになります。

申請地は、武芸川町谷口地内森本公民館の南東160mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地102㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、プラスチック製品製造業 倉庫、車庫です。賃借人は、プラスチック製品の製造・加工を事業としている会社で、製品の増産に伴う保管のため倉庫及び車庫が必要となったため、義父が所有する宅地を借りて、平成27年に倉庫・車庫を建てた。その際、申請地が以前から耕作されていなかったため、農地であるとの認識がなく、申請地も一体の敷地として造成してしまったため、追認で許可を受けたいというものであります。賃貸人は、賃借人の申し出に応じ、貸し付けるというもの。

8月18日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。申請地は、第3種農地であり、既に建物が建っているため、農地への復元が難しいため転用はやむ得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの9件、使用貸借権の設定に関するもの2件、賃貸借権の設定に関するもの4件、計15件のご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第3号について補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

○10番（杉山徳成君）私の担当の5～9番の案件についてですが、5番から8番は路線下でもう住宅にしなければならないような所です。全てが用途地域です。

5番については、私が管理しているんです。地主が土地を貸したいと言われて、草が生えないように田んぼを起こして畦にラウンドアップを撒いて。お客さんに見せておくんです。お客さんが付けば借りてもらえるので、尾関さんもありがたがってみえます。貸すために、耕しているだけだとよく市役所の方から遊休地だから何か作りなさいと言われるんです。

こういう土地が、用途地域にはものすごく沢山あるんです。稲など作ってみえると借りるのを止めようとなってしまうので、遊休地で耕しているだけという所です。

7番の足立さんも農家ですが、今回は売りたいという事で、とにかく耕してみえるだけの遊休地としていて、お客さんが付いたら売りたいという状態です。この5件の案件ですが、そのような状況にしておく住宅地なのでゴミが捨てられ、草刈りをトラクターで起こすと出ていく時に泥を落とすので苦情があります。そんな事でもう農業はできないというような5件でございます。

○議長（野村茂君）他に補足説明はありませんか。

○18番（永井博光君）7番のワールドボディさんですが、武芸川にもあります。元々武芸川の方で旦那さんが亡くなって、奥さんが社長で息子さんがやっておられます。

○議長（野村茂君）他に補足説明はありませんか。ないようですので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手のため、議案第3号の15件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。続きまして、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長屋正彦君) 報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

農地法第18条第6項の規定により、賃貸者の合意解約の届出について受理したことを報告させていただきます。議案は13ページになります。

1番の案件 届出地は、武芸川町八幡の田2, 134㎡です。賃借人は、(有)むげかわ農産です。合意解約日は、平成29年8月1日です。

以上1件でございます。

○議長(野村茂君) 報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりです。

議案第4号につきましては農地利用最適化推進委員にも加わっていただきますので、ここで一時休憩といたします。会議再開は、4時から大会議室で行いますので、移動をお願いします。

(休憩)

○議長(野村茂君) それでは、農業委員さんにつきましては休憩前に引き続き会議を再開いたします。農地利用最適化推進委員さんにつきましては、会議を開会いたします。

議案第4号 関市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐(長屋正彦君) 議案第4号 関市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について

農業委員会等に関する法律第7条第1項で、農業委員会は「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定しなければならないと規定されております。また、指針策定に当たっては農地利用最適化推進委員の意見を聞かなければならないとも規定されておりますので、指針(案)を作成しましたので、ご意見を伺うものであります。

別冊の資料をご覧ください。

第1では、基本的な考え方について、記載してあります。

農業委員会法の改正に伴い、農地等の利用の最適化の推進が必須事業として位置づけられたこと。

関市は、平地と中山間地が混在していることから、それぞれの地域の実態に応じた取組の推進と対策強化。特に中山間地では遊休農地の発生が懸念されるため、その対策に努める一方、平地においては、担い手への農地の集積・集約化の推進などの関市の現状と課題について。

最適化の推進に当たっては、農業委員と最適化推進員が担当区域ごとで、一体となって活動を行うということ。

また、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(H25.12.10 農林水産業・地域の活力創造本部決定)で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことに合わせ、指針の目標を平成35年とし、3年ごとに検証・見直しを行うなどについて記載してあります。

第2からは具体的な目標と推進方法について記載してあります。

1では、遊休農地の発生防止・解消について。

(1)で、遊休農地の解消目標を示しております。

現状の遊休農地面積は7.9haで、農地に占める割合は0.3%となっております。これを3

年ごとに0.1%ずつ解消することを目標とし、平成35年の遊休農地面積目標を2.4haとしたものであります。

なお、管内の農地面積は、H27年耕地及び作付面積統計によるものです。

(2)では、具体的な推進方法を示してあります。

推進方法として、次の3点を挙げさせていただきました。

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施についてであります。農業委員・推進委員はチーム制により、利用状況調査、農地パトロールを実施し、遊休農地の発生防止・早期発見に努めるとともに、意向調査を行い、農地の利用調整を図るといったものであります。

②農地中間管理機構との連携についてであります。農家の意向を踏まえ、農地中間管理機構への貸付け手続き等進めるといったものであります。

農地中間管理機構とは、耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、担い手がまとまりある形で利用できるよう配慮し、農地貸付けを行う事業を行うため、県知事の指定を受けた法人のことを指します。

③非農地判断についてであります。再生利用困難な荒廃農地については、現況に応じて、守るべき農地であるかの判断を行うというものです。

次に、2.担い手への農地利用の集積・集約化について

(1)は、集積目標です。

現状は、集積面積が687.5haで、集積率は28%です。平成35年の目標については、「農林水産業・地域の活力創造プラン」では集積率80%を目標としておりますが、市が定める「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」におきまして、平成35年の担い手への農地利用の集積率は60%を目標としているため、これに準じ、平成35年目標を集積率60%集積面積1488haとしたものであります。

なお、管内の農地面積は、H27年耕地及び作付面積統計によるものです。

(2)は、具体的な推進方法について記載したものであります。推進方法は、次の4点を挙げさせていただきました。

①「人・農地プラン」の作成・見直しについてであります。地域ごとに、農業者等との協議の場を通じ、それぞれの地域あった実現可能なプランの作成と見直しをするというものであります。

②農地中間管理機構等との連携についてであります。農地の出し手と受け手の意向を踏まえたリストの作成をするとともに、マッチングを行うに当たり、市、中間管理機構、農協等と連携を図るといったものであります。

③農地の利用調整と利用権設定についてであります。地域の状況に応じた農地の利用調整を図るといったものであります。

④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱いについてであります。農地の所有者が確知できない場合の取扱い方法について示したものであります。所有者を確知することができないとは、農地台帳、登記簿、固定資産台帳で所有者とされる者の居場所について、住民基本台帳と突合の上、連絡又は、集落代表者等の関係者への聞き取り調査をしても、所有者が誰なのか、あるいは居場所がわからない（共有農地の場合は、2分の1を超える持ち分を有する者が判明しない。）ことを指します。

次に、3.新規参入の促進について

(1)は、促進目標です。現状については、過去3年間の実績となっております。平成35年目標としましては、過去3年間の実績を基に、3年間で個人で3経営体、法人で3経営体の新規参入

を目指すというものであります。平成35年の目標が個人では9人、法人では9法人ということで目標を設定させていただきました。

(2)は、具体的な推進方法について記載したものであります。推進方法は、次の4点を挙げさせていただきます。

①関係機関との連携についてであります。県、農業委員会ネットワーク機構、中間管理機構と情報共有するとともに、必要に応じ、現地見学、相談会を行なうというものであります。

②新規就農者への協力についてであります。新規就農者の情報収集、受入れに関し、農業委員会として協力していこうというものであります。

③企業参入の推進について、担い手が十分でない地域においては、企業参入について検討していくというものであります。

④農業委員会のフォローアップ活動についてであります。新規参入者の受入れにあたり、地域での受入れ条件の調整、その後のフォロー等、世話役を担っていただきたいというものであります。

以上、指針案につきまして、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様のご意見を求めます。皆様のご意見を反映した指針としたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。

指針の策定にあたりましては、農業委員会等に関する法律第7条第2項で、指針を定め、また変更をするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聞かなければならないと規定されておりますので、推進委員の皆様からもご意見を求めます。

この指針が、今後の農地の利用の最適化の推進の基礎となり、活動の目標となりますので、忌憚のないご意見をお願いします。

○15番（土屋尊史君）第2の管内の農地面積2480haですが、35年まで同じ数字ですが、3条だけなら変わらないかもしれないけど、4条や5条で太陽光や住宅が出来たりすると、この数字がかなり減ってくると思います。そうすると、割合も変わってくるのではと思いますが、今後の平均的な部分でざっくりでもいいので農地がどれだけ減っているというのが原案で出ていないといけないんじゃないですか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）土屋委員さんが言われるように、目標が達成されていけば管内の農地面積よりも当然減っていくものだと思います。今回は初心の目標という事で、これから遊休農地が解消されれば農地は増え、転用等によっては農地が減っていくということは起こりうるものではございますが、目標につきましては現状の所、27年の作付面積統計の数字を基にしたものとさせていただきます。指針は計画につきましては随時計画の見直しをしていかなければならない。3年に一回毎に検証見直しをしなければならぬと規定しておりますので、そういった所でまた面積の見直しをしていきたいと考えております。

○15番（土屋尊史君）29年度の目標としてはこれでいいと思いますが、32年、35年については、農業委員会ではどれだけ農地が減ってきているのか分かんと思うんです。ゼロではないと思うんです。ある程度減っている数字を、皆が理解していないとダメではないかと。このまま行きます、農地は減りません、遊休農地だけ解消しましょうという話だけではないと思うんです。残すべき所はどこなのか、残さなくてもいい所、今日の会議でもありましたがどんどん市街化が進んで宅地にしていった方がいいという意見もある訳です。そういう部分も含めて、今後35年までにどれだけ減ってくるのかある程度の目標を使っていたきたい。

○事務局長（西部成敏君）この数字ですが今回の計画で減っていないのはおかしいというのは、私どもも感じておりますが、この数字自体が統計に上がった数字ということで、今度3年後に見直した時にこ

の2480がたぶん減っていると思います。また変更の指針を検討する時に、この数字から全部見直した数字で上げさせていただきたいと思いますので、今回はこれをお願いしたいと思います。

○推進委員14番（片桐靖晴君）2番の担い手への農地利用の集積・集約化についてですが、担い手ってというのは、どこまでの人が担い手になるんですか。現状で687.5ha作っているということですが、どこまでの方が担い手なんですか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）今回指針で上げさせていただきました687.5haの集積面積の根拠につきましては、今、認定農業者として認定されている個人法人の方に集約をした面積についてを記載したものです。実際には認定農業者でない方もいろんな方から土地を借りて農業をやってみえる方もお見えになると思います。実際にはこの面積よりも本来はもっと多い集約ができていたのではないかとと思われる所ですが、現時点で数字的に把握できるのがこの認定農業者に集約された面積ですので、現状の数字についてはこれを上げさせていただきました。

○推進委員14番（片桐靖晴君）3年後の目標も認定農業者で作ってあるんですか。法人とか新規の法人も合わせてですか。

○事務局長（西部成敏君）3年後につきましては、法人化というものも踏まえて集積率を上げたいと思っておりますので、そういった数字も入れて、そういった方も新規参入していただいて、集積が高まるだろうという目標にしてあります。

○議長（野村茂君）他にご意見ありませんか。

○4番（佐藤平和君）中間管理機構へ集積するという事ですが、中間管理機構に登録しようとした場合に支障が起きるのが、農地の相続の問題です。相続されていない所は原則的に中間管理機構に申請できない。そうすると申請していただくと思うと相続人の相続図を作らなくてはいけない。相続図作るためには、こちらで法務局で調べる訳にはいかない。本人自身が誰が相続権があるのか分からない。相続していない所が大半で、それについて相続してもらえないとか言えば兄弟喧嘩になる。なんとか相続していない場合でも、家の長なり現にやっている方の印鑑だけで中間管理機構に登録出来る方法がないですか。実際農業やっていない方は中間管理機構に登録したいばかりです。しかし、中間管理機構に仮に登録しても、ほんとに山の所などは農業やるには受け手がなかなかない。そういう現状なんですが、何かいい方法がないかお尋ねします。

○事務局局長（西部成敏君）まさにその問題は、昨日か今日の農業新聞に書いてありました。国はそういうどうにも手出しが出来ない農地が増えているという事で、もっと簡略できる方向を検討に本格的に入ったという事が出ておりましたので、国の方からそういう農地に対しての認知も深まっておりますので、いずれはもっと簡単に手続きが出来るようになるのではないかなと思っております。

○議長（野村茂君）他にご意見ありませんか。

（意見なし）

他に意見もないようですので、これより採決いたします。この採決については、農業委員でお願いします。

議案第4号について、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第4号 関市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」につきましては、原案の通り決定いたします。

以上、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもって閉会いたします。ご苦勞様でございました。

午後4時26分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市洞戸市場 5 5 1 番地

⑩

5 番 関市春日町 3 番地 1 5

⑩

6 番 関市鍛冶町 6 5 番地 5

⑩
